

ビジネスインキュベーション施設等調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、ビジネスインキュベーション施設等調査業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

1 業務の概要

(1) 事業名

ビジネスインキュベーション施設等調査業務

(2) 事業目的および事業内容

別添、業務委託契約書および業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年9月30日(月)まで

2 予定価格

2,100,000円(消費税および地方消費税の合計10%を含む)

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 県内事業者であること。
- (5) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類:「役務」

中分類:「各種調査業務」

小分類:「その他(各種調査業務)」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行ってください。ただし、この場合には、この公告に係る公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがありますので、御留意ください。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1 TEL:077-528-4314

4 説明会の開催

本公募型プロポーザルに関しては、説明会は開催しない。

5 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 受付期限

令和6年5月9日（木）17時まで

(2) 質問方法

別添（様式1）の「質問票」により、電子メールまたはFAXにて受け付ける。

※標題に「【ビジネスインキュベーション施設等調査業務質問：事業者名〇〇〇】と記載すること。

電話または口頭による質問は受け付けない。

質問票を送付した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問受付窓口

「12 提出先・問い合わせ先」に示すとおり。

(4) 質問に対する回答方法

期間中に提出された全ての質問を取りまとめて、令和6年5月14日（火）17時を目途に滋賀県ホームページに掲載する（滋賀県 > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 企業活性）。

6 提出書類

本公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の（1）～（6）の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書

別添（様式2）により1部提出すること。

(2) 誓約書

別添（様式3）により1部提出すること。

(3) 見積書

ア 体裁および部数

体裁：A4 縦仕様（枚数は制限しない。）

部数：6部（正本1部、写し5部）

イ 作成上の留意事項

・見積書には、別添委託仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

・消費税および地方消費税を含めること。（税額を明示すること。）

(4) 類似事業実施概要がわかる書類

過去に、当該委託事業に類似する事業を実施したことがある場合は、事業実施の概要がわかる書類を6部提出すること。

(5) 企画提案書

「7 企画提案書の内容」を踏まえて6部提出すること。

(6) 「社会政策面での取組」関係資料（登録や認証を受けている場合、各1部）

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

- ウ 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、
 - ①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し
 - ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

7 企画提案書の内容

- (1) 形式は、A 4 サイズとする。
- (2) 提出部数は、6 部とする。
- (3) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
- (4) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、「ビジネスインキュベーション施設等調査業務委託仕様書」の内容に十分留意すること。

	項目	視点
ア	企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査やヒアリング調査の手法や活用方法の提案 ・アンケート調査結果、ヒアリング調査結果、県外インキュベーション施設・コワーキング施設の事例調査結果および起業者が求める支援ニーズの調査結果による分析のイメージ ・分析結果によるビジネスインキュベーション施設の民間施設等の活用可能性に関する報告内容のイメージ ・今後の施策検討に向けた提案
イ	業務実施体制およびスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する上での実施体制(従事人数や役職等) ・事業実施スケジュール

ウ	概算価格	・業務着手から報告書提出まですべてに要する経費とその内訳金額を明記すること。(消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。)
エ	その他	・本業務の効果を高めるために、提案者の独自の工夫や取り組みについての提案がある場合は簡潔に明記すること。 ・過去に類似の取り組みがある場合は記載すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年5月22日(水) 17時(必着)

(2) 提出先

「12 提出先・問い合わせ先」に示すとおり。

(3) 提出方法

「12 提出先・問い合わせ先」に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送

※持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、企画提案書等を郵送した旨を電話で連絡すること。

9 審査

(1) 審査方法

企画提案書等をもとに、当課が設置する審査会による審査を経て委託先を選定する。審査会では、企画提案者による企画書のプレゼンテーションを実施する。

ア 審査会

当課および関係課において、3名の委員をもって設置する。提出された企画提案書等を、次の評価項目により総合的に審査する。

イ 日時および場所

令和6年5月27日(月) 滋賀県庁東館2-C会議室

※時間については、別途通知する。

ウ 評価項目および評価点

以下の表の項目について絶対評価で点数を付ける。また、社会政策推進に配慮した入札等実施要領第2の1に掲げる次の各号に該当する場合は、項目ごとにそれぞれ1点ずつを各委員の審査点数に加算する。

項目	審査の視点	評価点
企画内容	① 提案内容が事業意図と合致していること	10
	② 事業実施の方法、提案内容等が優れていること	30
独自性	③ 業務効果を高めるために、独自の工夫や取組について具体的な提案がなされているか	20
実施体制	④ 本業務を適切に実施できる体制・人員配置・スケジュールとなっているか。	10

実現可能性	⑤ 類似業務の実績があること	10
見積価格	⑥ 経費節減を意識した見積価格か 仕様書記載内容が見積価格に含まれているか。 ※なお、2に定める予定価格（上限額）を上回る価格を提示した場合は選定しない。	13
県内事業者 推進	⑦ 滋賀県内に本店または本社を置く事業者や団体であるか	2
社会政策面 での事業者 の取り組み	⑧ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑨ 高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
	⑩ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。 (1) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか (2) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか (3) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑪ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑫ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること (1) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 (2) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 (3) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (4) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
	合計	100

(2) 契約予定者の決定

上記審査会において総合点の最も高かったものを、当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、当課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については提案者全員に書面で通知する。

10 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) この公募型プロポーザルに要する経費は、全て各事業者の負担とする。
- (4) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や滋賀県の財務規則をはじめとする諸規定に従うこと。
- (5) 採用した場合でも、過程において協議の上、その内容を変更することがある。

12 提出先・問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課 近未来技術・スタートアップ推進係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3794 / FAX:077-528-4876 / メールアドレス: fd0002@pref.shiga.lg.jp